

曆書金易書どもに依りて、彼繁蕪なる吉凶方位、年月日時の説を和解し弘めて世を惑はすは、元より朝廷に御心ありて、用ひ給はむ事をしも、私に世に出すにて、賊盜律に凡造妖書及妖言違流傳用以惑衆者亦如之とあるに當れる罪科なりとば知らすやも、

〔台記別記〕久安四年九月二十日乙巳、詣東大寺、放輪安云々、壇禮大佛、奉燈明、○中戌刻入洛披曆、今日無三吉注矣、

〔憲教類典四物ノ九〕享保十三戊申年

一來酉の年の板行曆の終に、年の節と中とは、曆中第一の要所にて、耕作種蒔、或草木鳥獸にいたるまで、節季を違ふべからず、然るに曆の下段の内江、入交りて見へわからちがたし、廿四季の名、并時剋を別段に舉玄るし、曆を開くに早速見へ安からしむ、また晝夜の數は、右の曆に記せりといへども、中半より斷絶せり、是又民間に玄らしめんため、舊例に玄たがひ、書入るゝ者也、

申八月

澀川六藏源則休

猪飼又次郎源久一

謹推數考定

來年之新曆之終の紙の書付之文言に、澀川六藏、猪飼又次郎、兩人之書面之通、加入板行可致候、若曆之終り詰り、加入難仕候はゞ、曆之袖に、兩人とも書記板行仕候様被仰付候、

右加入之文言は來己酉の曆計右寺社奉行御連名にて、京都所司代牧野河内守殿江被仰遣候由、

〔誠齋雜記丁未雜記五〕頒行曆前文略

寶曆五年乙亥曆

貞享以降、距數十年、用一曆、其推步與天差矣、今立表測景定氣朔而治新曆、以頒之天下、一曆面にいむ日は多しといへども、吉日は天しや、大みやうの二ツのみにて、世俗の最足がたか